川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例の制定に ついて

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例を次のとおり 制定する。

平成28年9月5日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例の一部を改正する条例 川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例(平成20年川崎市条例第34号) の一部を次のように改正する。

別表の1施設利用料の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 施設利用料

		金	額	
種別	午前	午後	夜間	全 日
	9時~12時	1時~5時	5時30分~9時	9時~9時
集会室	2,640円	3,740円	4,840円	11,220円
和室	660円	770円	1,100円	2,530円
調理室	880円	990円	1,320円	3,190円
実習室	660円	770円	1,100円	2,530円
第1学習室	880円	990円	1,320円	3,190円
第2学習室	880円	990円	1,320円	3,190円

第3学習室	880円	990円	1,320円	3,190円
-------	------	------	--------	--------

別表の1施設利用料の表備考第1項中「2割増相当額」の次に「(10円未満の端数は、切り捨てる。)」を加える。

別表の2設備利用料の表中「3,000円」を「3,300円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に利用許可を受けている者の当該利用許可に係る利 用料金については、なお従前の例による。

参考資料

制定要旨

有馬・野川生涯学習支援施設の利用料金の上限額を改定するため、この条例 を制定するものである。